

	改 正 後	改 正 前
第二十二条 旧法第十九条第三項の経済産業省令で定める場合は、平成二十六年改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて単に「特定小売供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	第二十二条 旧法第十九条第三項の経済産業省令で定める場合は、平成二十六年改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項の規定又は改正法附則第十八条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて単に「特定小売供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	
一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後ににおいて同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合	一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電し、又は放電するものに限る。）の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後ににおいて同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合	
二二七ページ改正前欄終りから六行目【発電事業】は「発電事業」の誤り。	二二七ページ改正前欄終りから六行目【発電事業】は「発電事業」の誤り。	
第十八条 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）の一部を次のように改定する。 （電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令）	二二七ページ終りから五行目の前に次を加える。 （電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令）	
二五四ページ上段を削除する。 二五九ページ上段一行目から三〇行目までを削除する。 二六三ページ及び二六四ページ上段を削除する。	二五四ページ上段を削除する。 二五九ページ上段一行目から三〇行目までを削除する。	
備考 表中の「」は注記である。	二二十 [略]	二二十一 [略]